

# 贈収賄防止指針

株式会社セラバリュース

## 1. 基本指針

株式会社セラバリューズは、「世界中の人々に安心と健康な未来を届ける」という基本理念に基づき、経営指針に「良き企業市民として法と社会規範を守り、社会とともに歩む」を掲げ、さらに企業倫理に関する行動基準には、事業活動に関するルールとしてお取引先様と「健全かつ適正な取引関係を維持」すること、および「贈収賄の禁止」を掲げています。株式会社セラバリューズはこの基本的な考え方に基づき、贈収賄防止に関する取組みを徹底致します。

## 2. 贈収賄防止体制及び取組み

株式会社セラバリューズでは、以下のとおり、贈収賄防止体制の整備・運用及びその有効性確保に向けた各種取組みを実施又は推進しています。万が一、役職員が国内・海外の贈収賄禁止法令に違反する行為を行った場合には、就業規則等に基づき、厳正に処分します。

### (1) 取引先との契約に係る審査・管理

#### 1) 贈賄リスクアセスメント・デューデリジェンス

取引先との契約締結前に、契約ごとに贈賄リスクを評価の上、必要に応じて、贈賄デューデリジェンスを実施する手順を定めています。贈賄デューデリジェンスにおいては、贈収賄防止責任者等による承認を得ることを要し、また、承認を得られる場合であっても、必要に応じて、贈賄リスクを軽減するための方策を講じることを契約締結の条件として付すこととしています。加えて、契約の有効期間が長期に及ぶものについては、定期的な見直しを実施することとしています。

#### 2) 贈賄行為等禁止条項の導入

海外における一定の取引契約について、取引先に対して、契約書への贈賄行為等禁止条項の導入又は、同内容の確約書の差し入れを依頼する旨のガイドラインを定めています。また、日本国内における一定の取引契約についても、同様の取組みを推奨しています。

### (2) 接待・贈答に係る取組み

公務員等に対する接待・贈答に関して、違法又は社会通念を逸脱したものにならないよう、その承認・報告等の手順を定めています。また、公務員等に該当しない取引先に対する接待・贈答に関しても、承認・報告等の手順を定めています。

加えて、役職員が接待・贈答を受ける場合においても、過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答を受けないようにしています。

### (3) 無償供与（寄付・献金等）に係る取組み

寄付・献金等の無償供与に関しても、違法又は社会通念等を逸脱するものにならないよう、承認・報告等の手順を定めています。

### (4) 報告・連絡・相談に係る制度

#### 1) 社内報告

役職員が、贈収賄行為もしくはその疑いのある行為を知った場合についての報告義務及び報告手続を

定めており、株式会社セラバリュースとして速やかに対応できるようにしています。

## 2) 内部通報制度の整備・運用

コンプライアンスに関する相談・連絡窓口を設置しています。役職員用の受付窓口のほか、お取引先専用の受付窓口も設けています。また、匿名による相談・連絡も受け付けるとともに、本制度を利用したことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

## (5) モニタリング

贈収賄防止体制及びその運用状況に関するモニタリングとして内部監査を実施しており、必要に応じて、同体制及びその運用の改善を促すものとしています。

## (6) 記録管理に係る取組み

全ての取引及び資産の処分に関して、適時・正確に会計記録を作成し、社内ルールにて定められた期間において、保管するようにしています。

## (7) 教育・啓発活動

贈収賄防止体制を周知徹底するため、行動指針を遵守する旨の誓約書の取り付け、社内セミナー等の教育・啓発活動を実施しています。

## (8) 有事対応

贈収賄を含む重大なコンプライアンス違反の端緒を把握した場合には、必要な調査等を適切かつ迅速に実施いたします。もし当局による調査に対し協力を求められた場合には、真摯に対応して参ります。

お取引先の皆様へのお願い

株式会社セラバリュースが贈収賄防止を含めたコンプライアンスを徹底するため、お取引先の皆様におかれましては、本指針の趣旨を踏まえ、下記の事項についてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 贈収賄の禁止

株式会社セラバリュースに関連する事業において、国内・国外を問わず、また、直接・間接を問わず、贈収賄に該当するような行為やその疑いのある行為がなきよう、お願いいたします。

### 2. 調査及び書面締結へのご協力

お取引先様との取引に際して、お取引先様における贈収賄防止体制を把握するために、調査をお願いさせていただく場合がございます。また、一定の取引について、契約書への贈賄行為等禁止条項の導入（又は確約書の差し入れ等）をお願いする場合がございます。ご理解とご協力のほど、お願いいたします。

### 3. 贈収賄防止の周知徹底

お取引先の皆様の役職員及び再委託先等の第三者に対しても、研修等により、贈収賄禁止法令や株式会社セラバリュース贈収賄防止指針の趣旨を周知徹底いただきますようお願いいたします。

#### 4. 記録管理の徹底

株式会社セラバリュースに関連する事業における全ての取引及び資産の処分に関して、適時かつ正確に会計記録を作成し、保持されるようお願いいたします。

#### 5. 違反懸念時の対応協力

万が一、株式会社セラバリュースに関連する事業において、贈収賄又は不正会計の疑いが生じた場合には、速やかに、セラバリュースウェブサイト内、「コンプライアンスに関する相談連絡窓口」までご連絡いただくとともに、株式会社セラバリュース又は関係当局による調査に全面的にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 附 則

この基本方針は、2019年9月より施行する。